

令和6年度

ふるさと川南の教育



川南町教育基本方針

「ふるさと川南を愛し 未来を拓く
心豊かでたくましい 川南の人づくり」

川南町教育委員会

小中学校等 Webページ



川南町立川南小学校



川南町立唐瀬原中学校



川南町立通山小学校



川南町立国光原中学校



川南町立東小学校



川南町立多賀小学校



川南町教育委員会



川南町立山本小学校



川南町教育大綱
(教育振興基本計画)

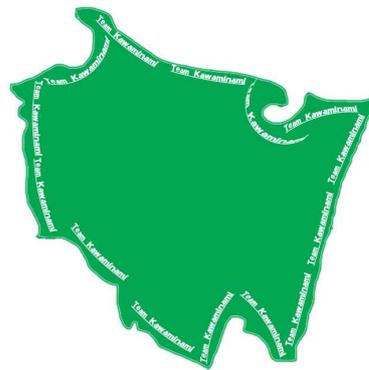




川南町民憲章

わたしたちの町 川南を、豊かで明るく住みよい町にするために、この憲章を定めます。

- 一、 融和と開拓精神にもえている町民であることに、誇りをもとう。
- 一、 郷土発展のために、心魂をかたむけてきた先輩に、感謝のまことをささげよう。
- 一、 近隣愛にもえ、豊かなくらしをするための物づくりに、力をあわせよう。
- 一、 ひとりひとりの可能性を信じ、未来をひらく青少年育成のために、力をあわせよう。
- 一、 自然を愛し、健康で明るい家庭と社会をつくるために、力をあわせよう。



～未来を拓き、確かな力をつける
教育の創造を目指して～

目次

宮崎県教育基本方針・宮崎県人権教育基本方針 川南町教育基本方針・川南町人権教育基本方針	1
川南町教育委員会 実施事項	2
ふるさと川南の教育の推進にあたって	3
1 目指す町民像	3
2 基本的な考え方	3
3 総合的かつ計画的に取り組む施策	4
4 具体的施策	7
Ⅰ 町民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進	7
Ⅱ 社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進	8
Ⅲ 教育を支える体制や環境の整備・充実	10
Ⅳ 文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進	11
第2次川南町教育振興基本計画（R3～R7）～概要版～	12
令和6年度 ふるさと川南の教育～概要版～	12
川南町学校運営協議会（コミュニティ・スクール）	13
AI型ドリル教材の導入	14
令和6年度 部活動の地域移行に係る全体構想	15
令和6年度 ふるさと川南の教育「教育課の主な施策等」	15
川南町歌	16

【宮崎県教育基本方針】

本県の教育は、あらゆる教育の場を通じ、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、

「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」

をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

【宮崎県人権教育基本方針】

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と世界人権宣言はうたっています。すべての人はいかなる事由による差別も受けることなく、生命、自由及び身体の安全を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を有しています。

本県においては、これまで宮崎県同和教育基本方針等に基づいて、真に差別をなくしていく意志と実践力をもった人間の育成を目指し、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる課題の解決に努めてきました。

しかし、今なお、同和教育をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関する様々な人権問題が存在しています。さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、新たな人権問題も発生しています。

そのため、宮崎県教育委員会では、これまでの取組の成果や課題、「宮崎県人権施策基本方針」の趣旨などを踏まえ、次のように人権教育を推進し、県民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

- 1 学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が相互に連携を図り、全教育活動をととして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。
- 2 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。
- 3 家庭教育においては、保護者に対する学習機会等を提供し、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にす心、社会的ルールの尊重、善悪の判断など子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるような支援を行うとともに、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努めます。
- 4 人権教育を積極的に推進するため、人権及び同和教育をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意志と実践力をもった指導者の養成や研修の充実に努めます。

本方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町村教育委員会及び関係諸機関との連携を図りながら、広く県民の理解と協力を得て推進します。

本町の教育は、教育基本法、宮崎県教育基本方針、宮崎県人権教育基本方針に示された人間尊重の精神を基調とし、さらに川南町第6次長期総合計画、第2次川南町教育大綱（川南町教育振興基本計画：令和3年度～令和7年度）を受け、川南町教育基本方針を定め、学校教育及び社会教育を次のように進めていくものとする。

川南町教育基本方針

ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かでたくましい 川南の人づくり

川南町の教育は、ふるさと川南を愛し、先人から伝わる融和と開拓精神をもち、「人との絆」を大切にしながら、人としての在り方生き方の基となる豊かな情操や寛容の心、道徳心や公共の精神といった「心の豊かさ」とともに、自らの資質や能力を磨き、夢や目標をもって、その実現に向けて挑戦し続ける「しなやかさ」や「たくましさ」をもった人材の育成と生涯にわたって学び続け「豊かさに耀き、共に未来を拓くまち かわみなみ」を創造し、飛躍・発展させることができる教育環境づくりを推進する。

川南町人権教育基本方針

川南町教育委員会は、一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し、共に生きる社会の実現と基本的人権に係る問題の解決においては、教育の果たす役割が極めて重要であるとの認識に立って人権尊重の教育に当たる。

学校教育及び社会教育においては、日本国憲法、教育基本法、宮崎県人権教育基本方針に基づいて人権教育を推進する。人権問題は、多くの人々の努力によって解決に向けて進展している。しかし、同和教育をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関する様々な問題が存在している。さらに国際化、少子高齢化、情報化などの社会の急激な変化に伴う新たな問題も発生している。そのため、次のように人権教育を推進していく。

- 1 学校教育においては、児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、小・中学校が相互に連携を図り、全教育活動を通じて人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、思いやりのある社会を築こうとする実践力を養うことに努める。
- 2 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に表れるような人権感覚の高揚に努める。
また、家庭教育に関しては、保護者に対する学習機会等を提供し、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にす心、社会的ルールの尊重、善悪の判断など子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるような支援を行い人権感覚が身につくように努める。
- 3 人権教育を積極的に推進するために、人権及び同和教育をはじめとするさまざまな人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などあらゆる人権侵害をなくしていく強い意志と実践力をもった指導者の養成や研修に努める。

川南町教育委員会 実施事項

教育委員会の活動

項 目			実 施 事 項
大	中	小	
教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議の運営改善	教育委員会会議の開催回数	教育委員会会議を定期的及び随時開催し、教育に関する諸問題を協議することで一層の教育の推進に努める。
		教育委員会会議の運営上の工夫	教育委員による個別学校訪問の実施や町長部局、議会等との交流を図り教育の推進に努める。
	(2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	教育委員会会議の傍聴	教育委員会会議開催について広報し、開かれた教育委員会に努める。
		議事録の公開、広報	教育委員会の活動についての広報を町ホームページ等を活用して発信する。
	(3)教育委員会と事務局との連携	教育委員会と事務局との連携強化	教育委員会会議開催時に現状報告及び意見交換を実施し、連携を図る。
	(4)教育委員会と町長部局との連携	教育委員会と町長との意見交換会の実施	教育委員会・町長部局間との意見交換会を実施し、状況等の情報共有に努める。
(5)教育委員の自己研鑽	研修会への参加状況	国・県及び児湯地方教育委員会連絡協議会主催の研修会等に積極的に参加するとともに、新学習指導要領に基づく実施状況や特別支援教育等の状況把握等のための研修を行う。	
(6)学校及び教育施設に対する支援、条件整備	学校訪問	定期的に学校訪問を行い、意見交換会等を通じてより密接な情報収集と課題等の改善に向けて助力する。	
	所管施設の訪問	学校給食共同調理場を含む所管施設の訪問を実施し、課題等の改善支援に向けて助力する。	

教育委員会が管理執行する事務

項 目			実 施 事 項	
大	中	小		
教育委員会が管理執行する事務	(1)教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。 (2)教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。 (3)教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。 (4)教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (5)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による点検及び評価に関すること。 (6)歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。 (7)教育振興基本計画に関すること。 (8)教科用図書の採択に関すること。 (9)通学区域に関すること。 (10)文化財の指定及び指定の解除に関すること。 (11)附属機関の委員の任免並びに委嘱及び解嘱に関すること。 (12)県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申に関すること。 (13)教育財産の取得及び処分のうち、重要なものに関すること。 (14)教育委員会と職員団体との協定に関すること。2		事務の管理及び執行の状況等について随時報告を求める。	
				関係法令の改廃や住民ニーズとの整合性を確認の上、審議決定する。
				状況に応じ審議決定する。
				関係法令に基づき、協議決定する。
				自己評価及び評価委員による評価を実施した後、その結果を公表する。
				状況に応じ審議決定する。
				本計画の策定状況について随時報告を受け、教育委員の意見が十分に反映されるようにする。
				教科用図書児湯採択地区採択協議会の会議により、次回採用の教科用図書について協議を重ね、決定する。
				川南町通学区域規則に基づき、状況に応じて審議決定する。
				状況に応じ審議決定する。
				関係法令、例規等に基づき、協議決定する。
				関係法令に基づき、協議決定する。
				状況に応じ審議決定する。
				状況に応じ協議する。

1 目指す町民像

「川南町教育基本方針」として、「ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かでたくましい川南の人づくり」をスローガンに掲げ、その具現化を図るために、子どもたちはもとより、町民全てを対象として施策を展開します。

そこで、具体的な町民の姿を「目指す町民像」として設定しています。

《目指す町民像》

- 夢や希望を抱き、生涯にわたって自己実現を目指す人
- ふるさと川南を愛し、地域や社会の発展に主体的に参画する人
- 新たな時代を切り拓いていく気概と、広い視野をもって活動する人

この「目指す町民像」の実現に向けて、次に示す施策に総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

2 基本的な考え方

総合的かつ計画的に取り組む施策は、全般にわたって、「横の連携」と「縦の接続」を重視して推進します。

(1) 「横の連携」(地域・家庭・学校など、多様な主体の連携・協働)

生涯にわたって学び、仕事や子育て、地域活動やボランティア、文化・スポーツ活動など様々な活動に取り組んでいる人、また取り組んできた人は、子どもたちをはじめ町民にとって、全てが、かけがえのない貴重な教育資源です。

子どもたちへの教育について見れば、これを取り巻く全ての大人が、育み、支え、導く存在としてつながり、「町民総ぐるみ」で、未来を担う本町の子どもたちに携わっていくことが、より一層求められています。このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と地域・家庭等が共有し、各学校が社会に開かれた教育課程の実現に努め、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質や能力を育てていくことが重要となっています。

そのため、これまで推進してきた学校や家庭、地域が連携した取組を基盤としながら、地域の企業やNPO法人、文化団体等の多様な主体が連携・協働して一体となった取組や、教育と福祉の連携等、分野の垣根を越えた取組などを、より充実・強化していく必要があります。

また、人口減少時代や人生100年時代の到来を見据えて、持続可能で魅力と活力ある地域づくりと生涯学習との関わりについて見れば、学んだ成果を地域づくりに生かす活動へつなげていくために、町民一人一人が当事者意識を持って主体的に「参画」することが、より一層求められています。これは、学びを通じて地域課題を見つけ、解決策を考え、実践する中で地域社会の担い手を育成していこうとする取組であり、地域住民やNPO、企業など様々な主体が連携・協働して取り組むことが不可欠となります。

教育、文化・スポーツ、いずれの活動や取組においても、人と人との「絆」、地域や社会における様々な「絆」を、より強く確かなものとしていくことが、ますます重要となっています。

このような「絆」が、多様な形で複層的に結ばれ、しなやかにつながりつつ、様々な課題に取り組んでいけるような社会づくりを目指し、「横の連携」の充実・深化を推進していきます。

(2)「縦の接続」(子どもから大人までの学びのつながり・接続)

現在の**知識基盤社会**では、あらゆる領域での活動の基盤として、新しい知識・情報・技術が非常に重要となっています。しかも、この知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増し、グローバル化の進展等によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に広がるなど、社会の変化の正確な予測は、ますます難しくなっています。

一方、人生100年時代の到来により、長くなった生涯の中で、2つ以上の仕事を持つことや、多様な形で様々な社会活動を行うことが、より一般的になると思われます。

さらに、**超スマート社会 (Society 5.0)**の到来により、人々の働き方や職業そのものが抜本的に変わると予測される中、ライフステージの様々な段階での学び直しも、より重要になると思われます。

こうした**変化の激しい社会**を生き抜いていくためには、町民一人一人が、**生涯にわたって自己実現を目指し、質の高い学びを重ねて、それぞれの立場や分野で成長し続ける力を身に付けることが必要**です。そして、**一人一人の学びが地域や社会に還元され、学びが循環する社会づくりを進め、生涯学習社会の実現を図る**必要があります。

このため、子どもたちの教育においては、幼児期の教育から、小学校、中学校での教育までをしっかりと接続し、**学校種間の連携**を更に深めるとともに、各学校が**社会に開かれた教育課程の実現に努め、学校と社会とのつながりを一層深め、子どもたちに社会的・職業的自立の基盤となる確かな力**などを育てていくことが不可欠となります。

また、町民誰もが、生涯にわたり必要な知識・技能・技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築して**人生の可能性を広げ、新たなステージで活躍**したり、文化・スポーツ活動や地域社会の一員として**様々な社会活動**を行ったりするなど、**人生を豊かに生きられるような環境づくり**を進める必要があります。そして、これらの学びや活動の成果を、地域づくりや子どもたちの教育に、積極的に還元できる機会を充実させていくことがより重要になっています。

これらを踏まえ、子どもから大人まで、町民それぞれの各ライフステージにおける学びや活動がつながり、本町の教育や文化・スポーツの振興が一層図られるよう「**縦の接続**」を重視して、様々な取組を推進していきます。

3 総合的かつ計画的に取り組む施策

※第2次川南町教育大綱において施策目標Ⅰ～Ⅳを設定

施策目標Ⅰ 町民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進

本格的な人口減少時代を迎え、人生100年時代や超スマート社会(Society5.0)の到来が予想される中、町民一人一人が生涯にわたって自己実現を目指し、ライフステージに応じて新たな学びに取り組んだり、改めて学び直しをしたりしながら、自らを磨き成長し続けられるよう、**多様な学習機会を充実させるなどの環境づくり**を進める必要があります。

さらに、それぞれが身に付けた知識や技能、技術等を社会に還元することができる、**学びが循環する社会づくり**が必要となっています。

また、子どもたちの教育をはじめとする様々な教育の取組に、町民一人一人が**家庭や地域社会の一員としての意識を高め、教育とつながり、それぞれの立場で役割を果たしていく**ことが求められています。

「**町民総ぐるみ**」による教育を推進して、本町を支える人材を社会全体で育てることにより、**持続可能な社会づくり**を一層進めていくことが必要となっています。

これらを踏まえ、次のような取組を進めます。

- 1 生涯学習の推進
- 2 地域と学校の連携・協働の推進

子どもたちが生きるこれからの社会は変化が激しく、ますます複雑になり、多様化が進みつつあります。

一方、グローバル化や技術革新の急速な進展により、人々の働き方や職業そのものも抜本的に変わるとされる**超スマート社会（Society5.0）**の到来が予想されるなど、社会が大きく変わろうとしています。

また、本格的な人口減少時代を迎え、その影響が様々な分野に現れはじめ、今後の本町の産業や暮らしを支える**人材の不足**が懸念されています。

このような社会を生き抜いていくため、全ての子どもたちに質の高い教育を提供することにより、確かな学力や豊かな心、健やかな体を育み、**夢や目標を持って可能性に挑戦する力**を身に付けさせ、**社会的・職業的自立の基盤となる力**を培う教育が一層重要となっています。

さらに、今後の社会の変化に対応して、様々な分野における多様な**「人財」の育成**も求められています。

近年、地域や家庭の環境、情報環境等が大きく変化し、子どもたちの健やかな成長に対する懸念が生じており、生活習慣や健康、情操の発達や規範意識、コミュニケーション能力等をめぐる様々な問題が指摘されています。

これらの課題への対応が求められる一方、新たな人権課題も指摘されており、共生社会の実現に向けて、**人権教育の一層の充実**を図ることや、子どもたちの障がいの内容が多様化し、新たな教育的ニーズも生じる中、**特別支援教育の一層の充実**も求められています。

このような子どもたちへの教育を通じて、**未来の創り手となるために必要な資質と能力**を育み、**持続可能でよりよい社会の形成に、全ての子どもたちが参画**しているよう努めていく必要があります。

これらを踏まえ、次のような取組を進めます。

- 1 読書の町づくりの推進
- 2 幼児期の教育の充実
- 3 確かな学力を育む教育の推進
- 4 人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進
- 5 特別支援教育の推進
- 6 郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進
- 7 キャリア教育の推進
- 8 社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進

教職員の大量退職と若手教職員の増加が進む一方、学校では様々な教育課題への対応が求められており、優れた教職員の確保・育成とともに、複雑化・多様化した教職員の業務を整理・改善し、子どもたちと向き合う時間を十分に確保していくことが一層重要になっています。

子どもたちの学びや生活の場である学校は、安全・安心な環境であることが不可欠です。このため、事件や事故から子どもたちを守る学校安全を推進し、老朽化が進む学校施設等への適切な対応や大規模災害等に備えた防災・減災対策を進めていく必要があります。

また、いじめに対しては、積極的に認知し、重大事態に至らないよう適切に対応することが重要です。インターネット上でのいじめや増加傾向が見られる不登校などの課題に対応するため、相談体制の充実や専門家の活用など、学校の対応力の強化・充実も求められています。

さらに、子どもたちの教育環境は、地域や家庭環境等により様々で多様な教育的ニーズがあるため、魅力と活力ある学校づくりを推進するとともに、きめ細かな指導ができる体制の整備や修学支援の充実にも、なお一層取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、次のような取組を進めます。

- 1 教職員の資質向上と学校における働き方改革の推進
- 2 安全・安心な教育環境の整備・充実
- 3 魅力ある多様な教育の振興・支援

文化の振興については、社会が成熟化し、価値観の多様化が進む中、多くの人が「心の豊かさ」を一層求めるようになっていきます。

このため、文化芸術の鑑賞や活動等を通して、町民が生涯にわたり豊かな感性と教養を育むことができるような環境づくりが求められています。

また、町内各地に数多く存在する特色ある有形・無形の文化資源を、将来に向けて保存・継承していくためには、担い手の確保・育成や環境整備、これらに資する文化資源の活用などにも努める必要があります。

スポーツの推進については、町民の多様なニーズに対応し、町民誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、その機会の充実や環境づくりに取り組む必要があります。

これらを踏まえ、次のような取組を進めます。

- 1 文化の振興
- 2 スポーツの推進

施策目標

I 町民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進

1 生涯学習の推進

- ① 生涯学習まちづくり推進計画に基づく取組の推進
- ② 学びの場となる生涯学習講座の企画・実施
- ③ 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携
- ④ 社会教育関係団体等との連携強化
- ⑤ 家庭教育の学習機会の充実
- ⑥◎ ジュニア・リーダーの養成及び地域還元の推進

生涯学習係

2 地域と学校の連携・協働の推進

- ①◎ 地域学校協働活動推進体制の整備、充実による「Team Kawaminami 学びのネットワークづくり事業（地域学校協働本部事業）」の展開
- ② 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進
- ③ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」の推進
- ④ 教育に関する町民意識の醸成

生涯学習係

学校教育係

生涯学習係

学校教育係

学校教育係

生涯学習係

生涯学習係

Ⅱ 社会を生き抜く基盤を培い未来を担う人財を育む教育の推進

1 読書の町づくりの推進

- ①◎ 読書機会の充実を図るための学習活動の推進
(幼保小の連携による町立図書館の利活用)
- ② 新聞を活用した教育活動の充実
- ③ 家庭等における読書活動の推進
- ④ 読書の町づくり推進体制の充実

文化スポーツ係

学校教育係

学校教育係

文化スポーツ係

2 幼児期の教育の充実

- ①◎ 幼保小連携・接続体制の整備
- ② 発達障がいや言語(ことば)の遅れのある子どもへの支援

学校教育係

3 確かな学力を育む教育の推進

- ①◎ リーディングスキルテスト結果の経年比較に基づく授業改善及び宮崎大学との連携による読解力の向上に資する取組
(校内研究の推進)
- ② AI型ドリルの導入及び利活用
- ③ 学習成果としての作文や書写、絵画などの新聞等への投稿促進
- ④ キャリア教育の視点からの学習指導の改善・充実
- ⑤◎ 学力向上及び授業改善をねらいとした学校支援訪問の充実
- ⑥ 川南町ニューフロンティア教育研究会の充実
(小中一貫、学校間連携の推進)

学校教育係

4 人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進

- ①◎ 児童生徒と教職員の人権感覚を高める人権教育の推進
- ②◎ いのちを大切にできる教育の推進
- ③ 奉仕活動やボランティア活動等、体験活動を生かした道徳教育の推進
- ④ 不登校児童生徒への適切な対応・体制づくりの強化
(フロンティアルームの充実)
- ⑤ 児童生徒のリーダー育成を目指した川南町レインボーサミットの開催

学校教育係

学校教育係

生涯学習係

5 特別支援教育の推進

- ①◎ 各学校における校内支援体制の充実
- ② 就学相談の実施
- ③ 教育支援委員会の開催
- ④ 特別な支援を要する児童生徒の指導に関する実践的研修の実施

学校教育係

6 郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進

- ①◎ 開拓の歴史や川南の自然・文化財等を活用した「ふるさと学習」の充実
- ② 地域における体験活動の推進及び地域活動に参画できる体制づくりの推進
- ③ 子ども会、公民館活動、ボランティア活動等への積極的参画の推進
- ④ 学校行事や総合的な学習の時間等を活用した町歌斉唱や郷土芸能の伝承活動の推進
- ⑤ 三大開拓地交流事業の推進

文化スポーツ係

学校教育係

生涯学習係

学校教育係

生涯学習係

生涯学習係

文化スポーツ係

生涯学習係

7 キャリア教育の推進

- ①◎ 小学校から中学校段階までの9年間を見通したキャリア教育の推進
- ②◎ 地域との連携・協働による体験的・実践的なキャリア教育の推進
- ③ 勤労観・職業観等の価値観の形成・確立のための様々な学習や体験の推進
- ④ 県のアシスト企業と町の人材バンクの活用促進

学校教育係

学校教育係

生涯学習係

学校教育係

生涯学習係

学校教育係

8 社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進

- ①◎ 外国語指導助手(ALT)や地域在住外国人の活用による国際理解教育の推進
- ②◎ 実践的なコミュニケーション能力の育成を図るための外国語教育の充実
- ③ 英検(中学生)及び英検Jr.(小6)の公費受験の実施と効果の検証
- ④◎ 教科におけるICT活用の推進及び教員のICT活用指導力の向上
- ⑤◎ 情報モラル教育の推進
- ⑥◎ 「公営塾」と連携した中学校の進路指導の推進
- ⑦ 地域や家庭との連携等による環境教育の推進

学校教育係

生涯学習係

学校教育係

生涯学習係

Ⅲ 教育を支える体制や環境の整備・充実

1 教職員の資質向上と学校における働き方改革の推進

- ① 専門性を高め、使命感に徹し、地域の子どもとともに生きる教職員の育成
- ②◎ 教職員研修の充実とOJTの積極的な推進
- ③◎ 川南町教育研究所の研修充実及び研究員と連携した研究内容の推進
- ④ 教職員の安全と健康を保持する校内体制の整備促進
- ⑤◎ 働き方改革に係る学校・家庭・地域の連携・協働体制づくりの推進
- ⑥ 教職員と運動部活動指導員等による運動部活動の地域移行の推進

学校教育係

学校教育係

生涯学習係

学校教育係

2 安全・安心な教育環境の整備・充実

- ① 地域ぐるみの学校安全体制の整備・充実
- ② 安全・安心な学校施設の整備
- ③◎ 児童生徒が主体的に行動できる実践的な防災教育等の推進
- ④◎ いじめの未然防止に係る具体的な取組の推進
- ⑤ 校内相談体制の充実のための支援

学校教育係

生涯学習係

教育施設係

学校教育係

3 魅力ある多様な教育の振興・支援

- ① 川南町ニューフロンティア教育研究会や学校の取組の支援による小中連携教育の充実
- ② 川南町育英会資金の給付・貸与による就学支援の充実
- ③◎ 学校種間のより一層の連携と具体的な取組の推進

学校教育係

IV 文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進

I 文化の振興

- ① 文化連盟の活動支援
- ② 文化財保護審議会の開催
- ③◎ 特色ある文化資源の保存及び情報発信と活用
- ④ 郷土芸能の伝承活動の充実
(通浜三尺棒踊り、登り口奴踊り、沓袋百萬遍、川南盆踊り、多賀盆踊り)
- ⑤ サンA川南文化ホールの利用支援
- ⑥ 読書推進活動の促進
- ⑦ 文化意識向上の推進
- ⑧ かわみなみ歌声あふれるまちづくり事業の充実
- ⑨ 文化財を活用した生涯学習講座の企画・実施

文化スポーツ係

生涯学習係

2 スポーツの推進

- ① スポーツ少年団、各種スポーツ団体の活動の充実及び連携推進
- ② 体育・保健体育の学習指導の充実
- ③◎ 学校における体力づくりの推進
- ④◎ 食育(食の役割啓発及び地産地消、弁当の日)及び健康教育(薬物乱用防止教育、性教育等)の推進
- ⑤ 安全、安心な学校給食の実施と衛生管理の徹底
- ⑥ 給食費の公会計化の検討
- ⑦◎ 各種スポーツ施設の整備及び管理、利用者間の調整
- ⑧◎ 宮崎国スポ・障スポ開催に向けた準備
- ⑨ 運動習慣のきっかけづくりの支援

文化スポーツ係

学校教育係

学校給食
共同調理場

文化スポーツ係

教育施設係

文化スポーツ係

文化スポーツ係



第2次川南町教育振興基本計画(R3~R7)～概要版～【ふるさと川南の教育】

～ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かでたくましい 川南の人づくり～

これからの時代の変化に伴う課題やニーズに的確に対応し、ふるさと川南の教育をさらに力強く推進するために新たな川南町教育振興基本計画を策定しました。これは、令和3年4月から令和8年3月までの5年間の計画で、子どもたちをはじめ、町民一人一人がさらなる当事者意識をもち、ふるさと川南、宮崎、そして世界の未来を拓いていく人となるように願って改定されています。施策の体系については、I～IVの施策目標、15の施策から構成されています。

この町の「教育」から生まれる「品質」



《目指す町民像》

- 夢や希望を抱き、自己実現を目指す人
- ふるさと川南を愛し、地域や社会の発展に主体的に参画する人
- 新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野をもって活動する人

【目標Ⅰ】町民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進

1 生涯学習の推進

- 生涯学習推進体制の充実
- 社会教育の充実
- 家庭教育の充実

2 地域と学校の連携・協働の推進

- 学校を核とした地域づくりの推進
- 地域とともにある学校づくりの推進
- 教育に関する町民意識の醸成

【目標Ⅱ】社会を生き抜く基盤を培い未来を担う人財を育む教育の推進

3 読書の町づくりの推進

- 学校における読書活動の推進
- 家庭・地域における読書活動の推進
- 読書の町づくり推進体制の整備

4 幼児期の教育の充実

- 教育・保育内容の充実・支援
- 子育て支援体制の充実
- 小学校教育との円滑な接続の推進

【目標Ⅲ】教育を支える体制や環境の整備・充実

11 教職員の資質向上と学校における働き方改革の推進

- 専門性や社会性向上のための取組の充実
- 学校の機能を高めるための学校業務の改善
- 学校における働き方改革の推進

12 安全・安心な教育環境の整備・充実

- 学校安全体制の整備
- 安全・安心な学校施設の整備
- 実践的な防災教育等の推進
- いじめ及び不登校の防止

13 魅力ある多様な教育の振興・支援

- 小・中学校の教育環境の整備・充実
- 学校種間の連携・接続の推進
- 修学支援の充実

5 確かな学力を育む教育の推進

- 児童生徒の学力向上
- 教員の授業改善

6 人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進

- 人権教育の推進
- 道徳教育の推進
- 体験活動の充実
- 文化芸術活動の充実
- いのちを大切に教育の推進

7 特別支援教育の推進

- 多様なニーズに対応した支援体制の充実
- 共生社会の実現に向けた取組

8 郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進

- 学校における「ふるさと学習」の充実
- 地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進
- 地域における「ふるさと川南に学ぶ活動」の推進

9 キャリア教育の推進

- 縦の連携を重視したキャリア教育の推進
- 地域と連携したキャリア教育の推進

10 社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進

- グローバル化に対応した教育の推進
- 科学技術教育の推進
- 教育の情報化の推進
- 環境教育の推進

【目標Ⅳ】文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進

14 文化の振興

- 町民だれもが文化に親しむ機会の充実
- 町民の文化活動を支える環境の整備
- 文化資源の保存・継承
- 特色ある文化資源の活用

15 スポーツの推進

- スポーツ参画人口の拡大
- 学校体育の推進
- スポーツ環境の整備

※ 本計画は、「教育基本法」第17条第2項の規定により位置付けるものであり、川南町第6次長期総合計画第1章「未来を拓くひとを育むまちづくり」を具体的に補完するものです。



令和6年度 ふるさと川南の教育

～ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かでたくましい 川南の人づくり～

川南町教育委員会
Team Kawaminami

I 町民が生涯を通じて学び教育に参画する社会づくりの推進

1 生涯学習の推進

- 生涯学習まちづくり推進計画に基づく取組推進
- ジュニア・リーダーの養成及び地域還元への推進
- 学びの場となる生涯学習講座の企画・実施
- 社会教育施策と福祉施策を一体化した放課後児童クラブの充実

2 地域と学校の連携・協働の推進

- 地域学校協働活動の推進体制の整備、充実による「Team Kawaminami 学びのネットワークづくり事業(地域学校協働本部事業)」の展開
- 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的強化

IV 文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進

1 文化の振興

- 文化連盟の活動支援
- 特色ある文化資源の保存及び情報発信と活用
- かわみなみ歌声あふれるまちづくり事業の充実
- サンA川南文化ホールの利用支援
- 文化財を活用した生涯学習講座の企画・実施

2 スポーツの推進

- 各種スポーツ団体の活動の充実・連携推進
- 学校における体力づくりの推進
- 食育及び健康教育の推進
- 宮崎国スポ開催に向けた準備

川南町教育基本方針

本町の教育は、教育基本法、県教育基本方針、県人権教育基本方針に示された人間尊重の精神を基調とし、さらに川南町第6次長期総合計画基本計画、川南町教育大綱(第2次教育振興基本計画)を受け、川南町教育基本方針を定め、学校教育及び社会教育を推進する。

III 教育を支える体制や環境の整備・充実

1 教職員の資質向上と学校における働き方改革の推進

- 教職員研修の充実とOJTの積極的な推進
- 川南町教育研究所の研修充実と研究員との連携による研究内容の推進
- 働き方改革に係る学校・家庭・地域の連携・協働体制づくりの推進

2 安全、安心な教育環境の整備・充実

- 児童生徒が主体的に行動できる実践的な防災教育等の推進
- いじめの未然防止に係る具体的な取組の推進

3 魅力ある多様な教育の振興・支援

- 将来の中学校統合に向けた学校種間のより一層の連携と具体的な取組の推進

II 社会を生き抜く基盤を培い未来を担う人財を育む教育の推進

1 読書の町づくりの推進

- 読書機会の充実を図るための学習活動の推進
- 町立図書館と連携した読書活動の充実

2 幼児期の教育の充実

- 幼保小連携・接続体制の整備

3 確かな学力を育む教育の推進

- リーディングスキルテスト及び各種学力テスト等の分析結果を生かした組織的な取組の推進
- 学力向上及び授業改善をねらいとした学校支援訪問の充実

4 人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進

- 人権感覚を高める人権教育の推進
- いのちを大切に教育の推進

5 特別支援教育の推進

- 各学校における校内支援体制の充実

6 郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進

- 開拓の歴史や川南の自然・文化財等を活用した「ふるさと学習」の充実
- 地域における体験活動の推進及び地域活動に参画できる体制づくりの推進

7 キャリア教育の推進

- 小学校から中学校までの9年間を見通したキャリア教育の推進
- 地域との連携・協働による体験的・実践的なキャリア教育の推進

8 社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進

- 外国語指導助手(ALT)や地域在住外国人の活用による国際理解教育の推進
- 実践的なコミュニケーション能力の育成を図るための外国語教育の充実
- 教育の情報化に係る環境の整備・充実
- 公営塾と連携した中学生の進路指導の推進
- 英検及び英検Jrの公費受検の実施と効果の検証



東小伊倉浜海岸清掃 多賀小ふれあい活動 山本小 奴踊り



川南小よのなか教室



通山小 浜うどん作り

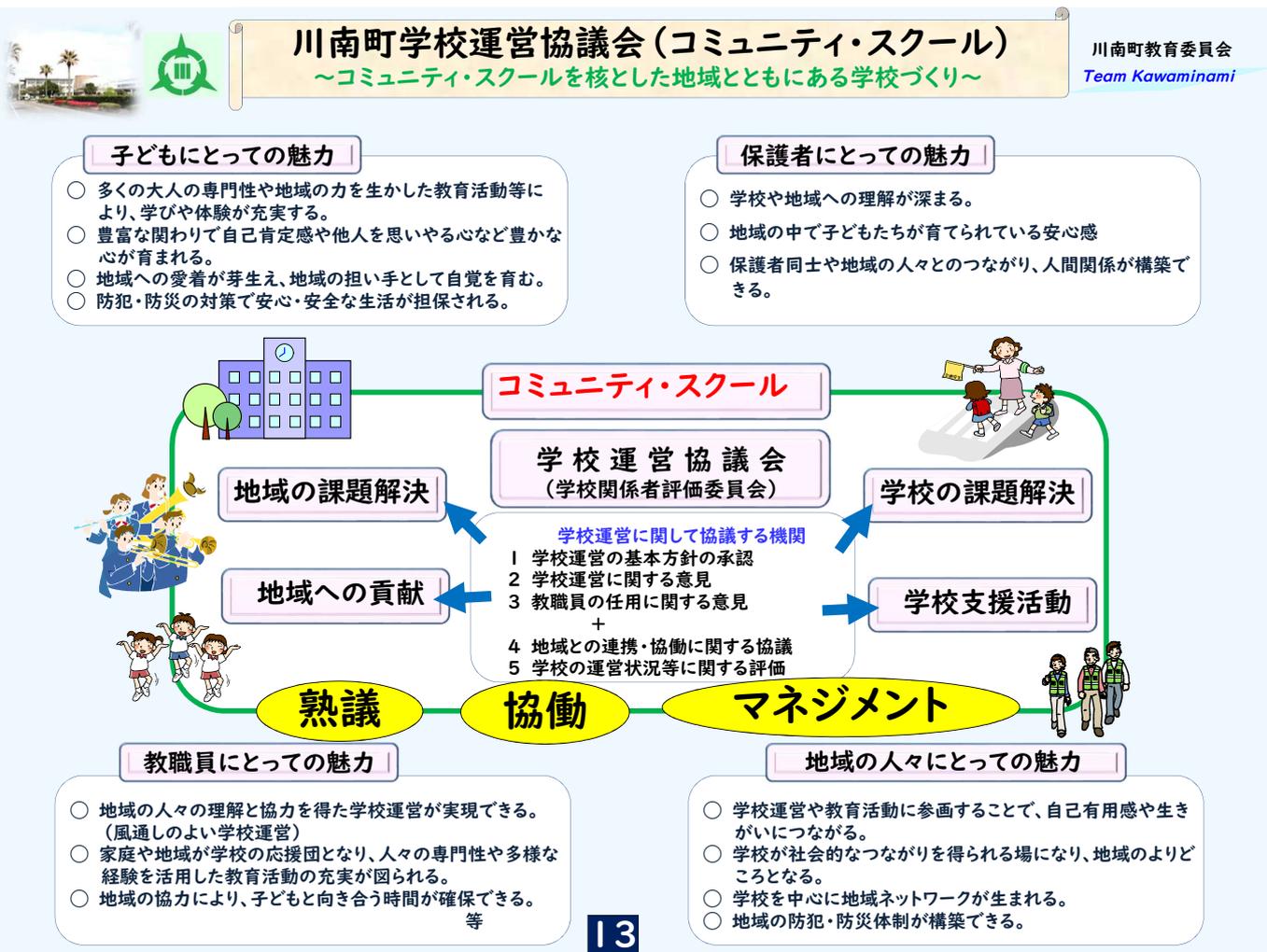
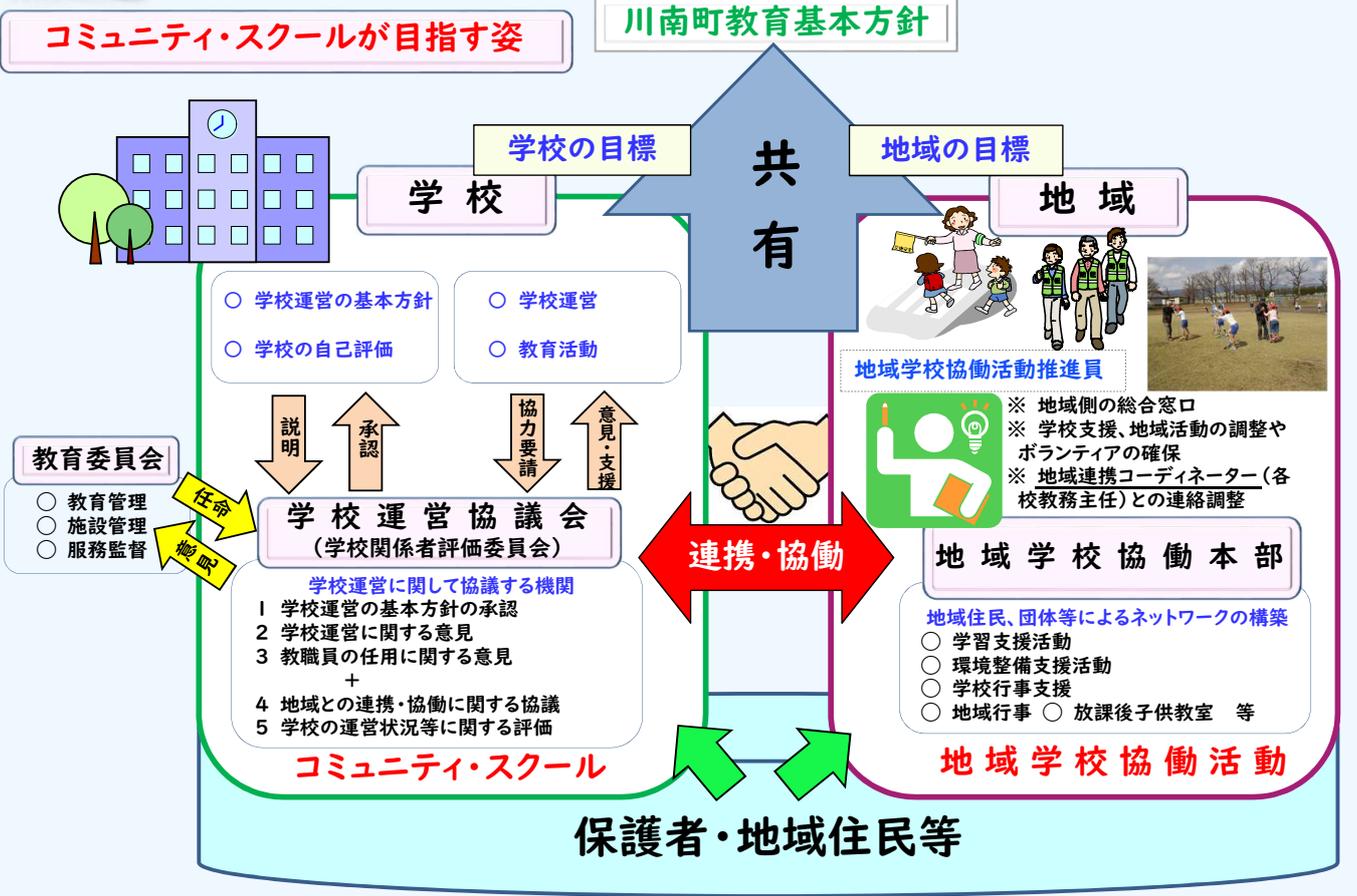


唐瀬原中職業講話

12



国光原中 小中クレーン作戦



AI型ドリル教材の導入

川南町教育委員会では、町の教育方針である『ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かで たくましい 川南の人づくり』をもとに、21世紀を生き抜くために必要な学力を、すべての子どもに身に付けてほしいという願いを込めて、教育活動を推し進めています。

また、国のGIGAスクール構想（小中学生1人1台タブレット端末環境整備）によって、すべての子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現するため、令和6年4月から町内小・中学校（小学校3年生～中学校3年生）で「AI型ドリル教材」を導入しております。

各小・中学校の学力向上の取組を後押しし、学力向上対策の更なる発展・充実につなげていきます。

AI型ドリル教材とは子どもの基礎的・基本的な学力の定着につなぐ教材（**デジタルドリル**）です。子どもの正答・誤答をAIが判定し、個に応じた出題をするなど、一人一人の学びを支えます。

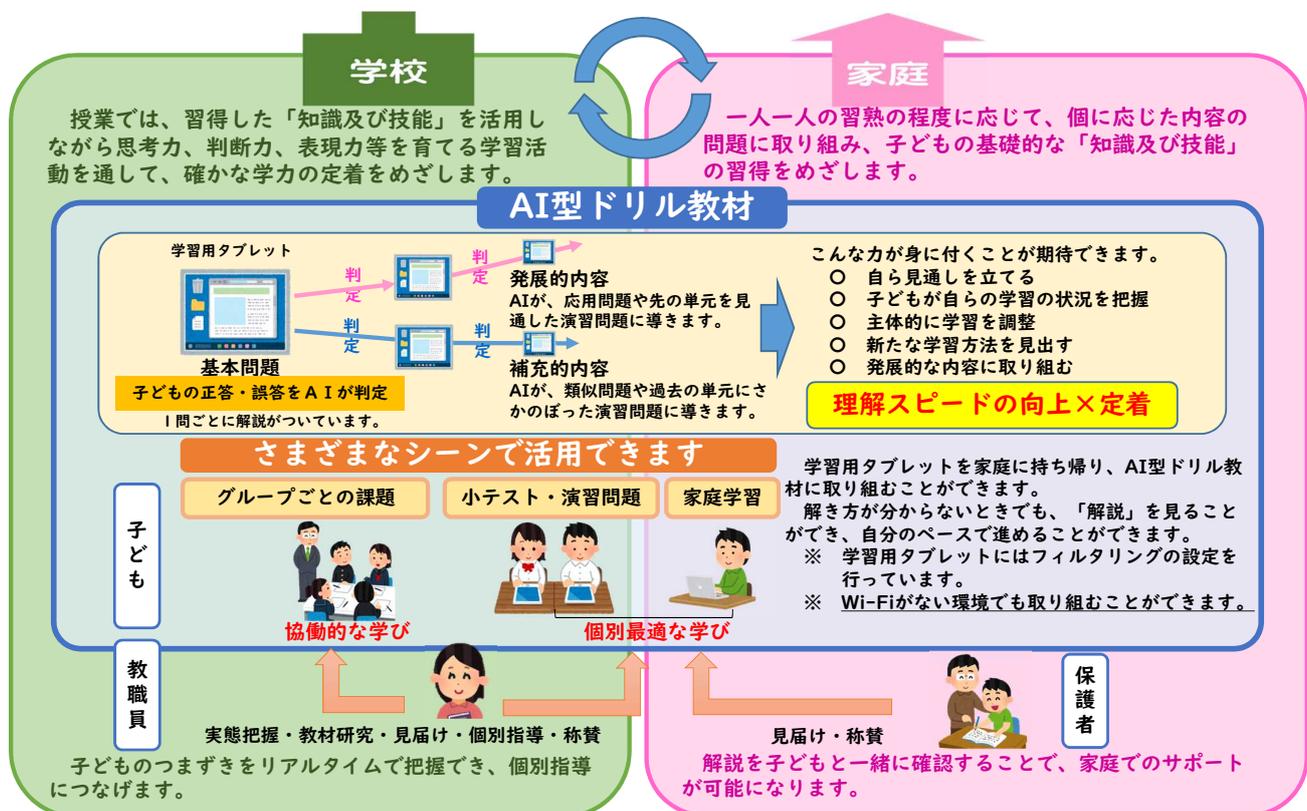
ねらい

1 基礎的・基本的な学力の定着

個に応じた出題で一人一人の学習上のつまづきを効果的に解消し、基礎的・基本的な学力の定着につなげます。

2 学習習慣の定着

丁寧な解説機能によって、自学自習を後押しし、学習習慣の定着につなげます。



- ① 問題のほとんどは、記号を選択したり、線をつないだりする問題ですが、一部記述式のものが含まれています。採点はAIが行いますので、記述式の解答は丁寧に記入する必要があります。
- ② AI型ドリル教材が導入されても、これまで実施していたプリント学習にも取り組みます。学級担任、教科担当の指導計画により、両者を効果的に使い分け、基礎的・基本的な学力の向上に取り組んで参ります。
- ③ 小学校1・2年生については、これまでどおり、プリント学習に取り組み、「正しく読む、正しく書く」等の基礎的・基本的な学力と学習習慣の定着をめざします。

令和6年度 部活動の地域移行に係る全体構想

《部活動の地域移行で目指すもの》～部活動の地域移行に関する検討会議提言より～

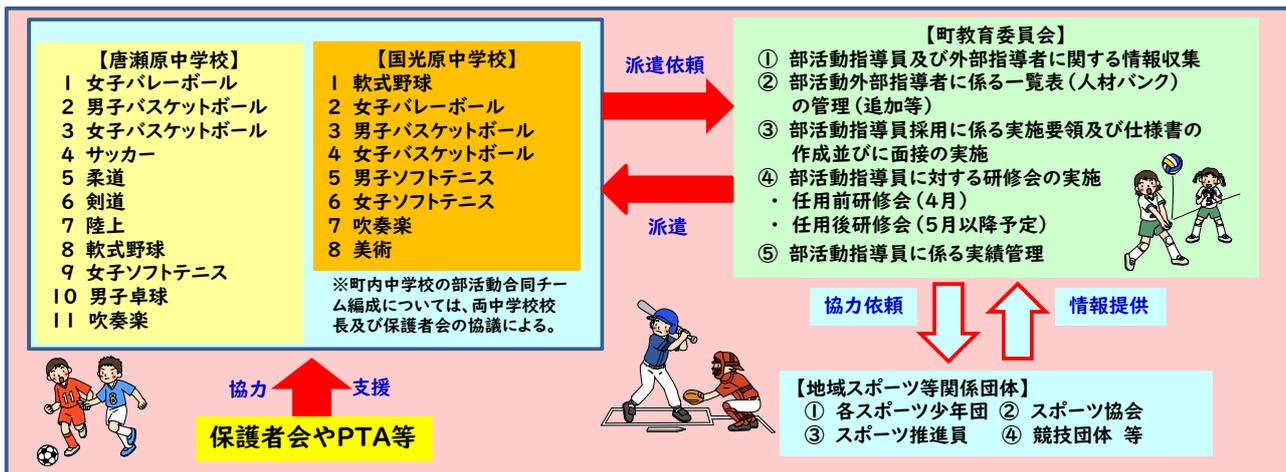
- ① 子どもたちがスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会の確保
- ② 地域の持続可能で多様な部活動環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会の確保

+ 教員の働き方改革



《令和6年度の部活動の指導について》

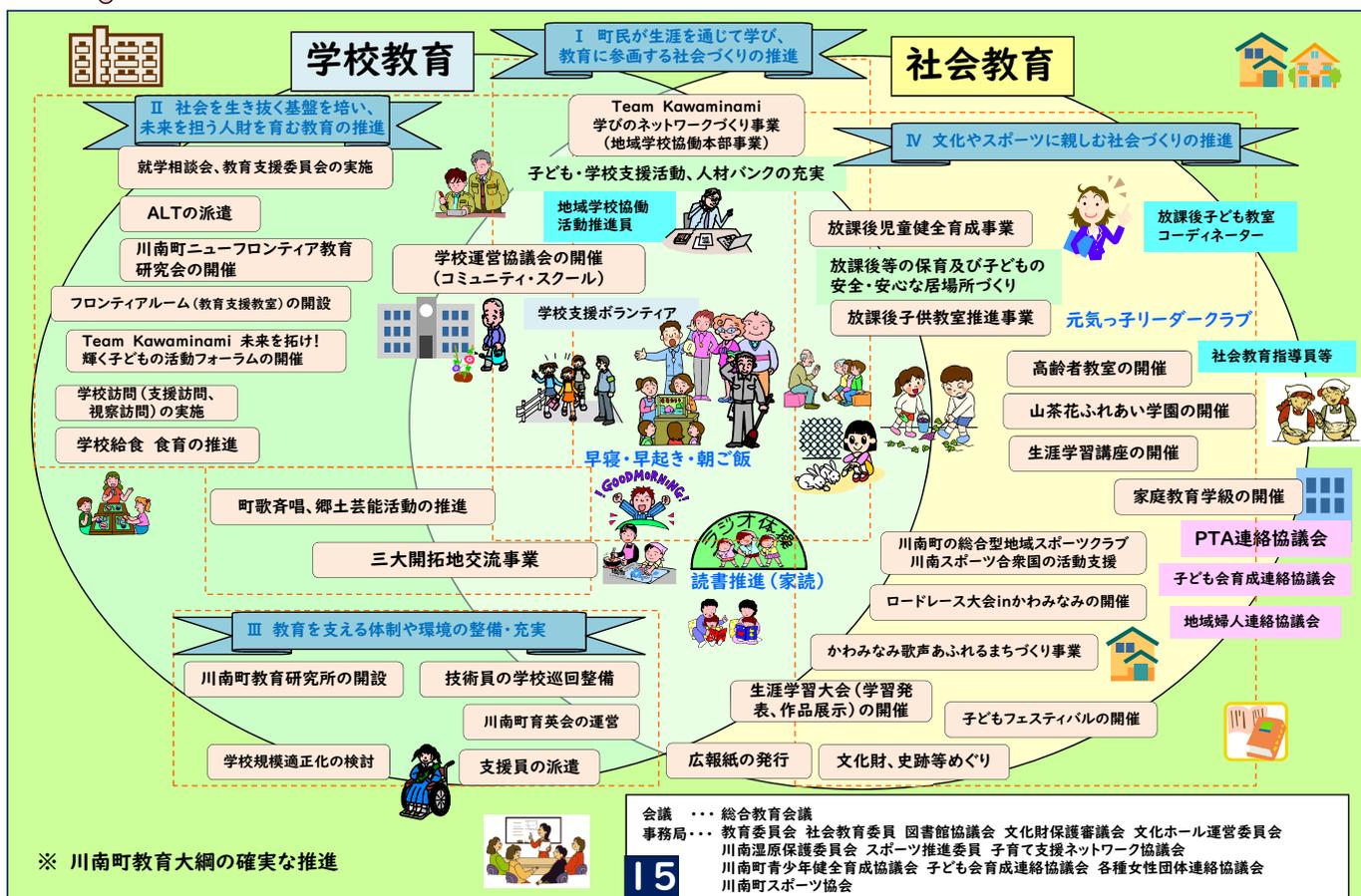
- ① 部活動は、先生と部活動指導員又は外部指導者によるチームで指導に当たる。
- ② 平日は先生も運動部活動に関わり、休日(土曜日や日曜日)は、部活動指導員又は外部指導者が指導する。
※ 休日(土曜日や日曜日)の部活動指導について一定の期間、先生も部活動指導員や外部指導者とともに指導に当たることもある。
- ③ 週当たり2日以上(平日1日、週末1日以上)の休養日を設定する。
また、1日の活動時間は平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。



令和6年度ふるさと川南の教育「教育課の主な施策等」 ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かでたくましい 川南の人づくり

教育課

Team Kawaminami



川南町歌

一 日向灘 躍る朝日の

かがやく 光に立ちて

いま拓く みどりの山河

はつらつと 生命は萌ゆる

あゝ川南 伸びゆくところ

二 尾鈴山 つらなるみなみ

陽はみちて 幸は豊に

いざ建てん わが町ここに

清新の 産業息吹く

あゝ川南 興さん共に

三 わきあがる 時代の生氣

海山に ちまたにあふれ

見よ咲かす 文化の花に

躍進の 人の和固し

あゝ川南 栄えよ永遠に



Team Kawaminami

大人も 子どもも「あいさつ名人」
笑顔で あいさつ・声かけ運動！

ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かで たくましい 川南の人づくり